

官報

主要目次

Table listing various government orders and their page numbers, including sections for the Ministry of Finance, Imperial Household Agency, and other departments.

府令

法務府令第五十七号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(昭和二十四年法務府令第十二号)の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月九日

法務総裁 大橋 武夫

別表福岡法務局の部久留米支局の款  
山川出張所の項中「市の上町 枝光町  
千木杉町 和泉町 下弓削町」を「合  
川町 東合川町」に改める。

附則

この府令は、公布の日から施行する。

省令

総理府令第三号

ドイツ財産管理令(昭和二十五年政  
令第二百五十二号)の規定に基づき、ド  
イツ財産管理令の施行に関する命令の  
一部を改正する命令を次のように定め  
る。

昭和二十六年十一月九日

内閣総理大臣 吉田 茂

大蔵大臣 池田 勇人

ドイツ財産管理令の施行に関する命  
令の一部を改正する命令

ドイツ財産管理令の施行に関する命  
令(昭和二十五年総理府令、大蔵省令  
第二号)の一部を次のように改正す  
る。

第一條中「ドイツ系法人」の下に  
「特別清算人」「決定清算計画書」  
を、「ドイツ系法人」の下に「特別清算  
人、決定清算計画書」を加える。  
第三條中「第二條第五項から第八項  
まで及び第十項」を削る。

第四條及び第五條を次のように改め  
る。

第四條 令第十六條の七第一項第二号  
に規定する公租公課に準ずる債務  
は、左の各号に掲げるものとする。

一 罰金、科料、追徴金、過料及び  
刑事訴訟費用  
二 国税徴収の例又は国税滞納処分  
の例により徴収することができる  
と定められたもの

第五條 令第十六條の八第一項の規定  
により申出を催告しなければなら  
ない事項は、左の各号に掲げるもの  
とする。

一 債権者の氏名又は名称及び住所  
二 債務者の氏名又は名称及び債権  
発生当時の住所  
三 債権発生の時期及び原因並びに  
債権の目的(金銭債権であるとき  
は、その額)

四 債権が物上担保によつて担保さ  
れているときは、当該担保の種類、  
目的、目的の所在及び順位  
五 ドイツ系法人の債務が保証債務  
であるときは、その旨、主たる債  
務の目的(金銭債務であるときは、  
その額)、保証の体裁並びに主たる  
債務者の氏名又は名称及び住所

六 弁済期日及び履行地  
七 利息附債権無利息債権の別及び  
利息附債権であるときは、その利率  
八 条件附債権、存続期間の不確定  
な債権又は価額の不確定な債権で  
あるときは、その旨及び条件附債  
権であるときは、その条件  
九 債権者が相殺により消滅させよ  
うとするときは、その旨及び免か  
れようとする債務の目的(金銭債  
務であるときは、その額)

十 その他参考となる事項

第五條の二 令第十六條の九第一項第  
三号に規定する事項は、左の各号に  
掲げるものとする。

一 ドイツ系法人に関する事項  
イ ドイツ系法人の商号又は名称  
及び本店又は主たる事務所の所  
在地  
ロ ドイツ系法人の支店又は従た  
る事務所の所在地  
ハ 特別清算人の氏名及び住所  
ニ 債務の弁済に関する事項  
イ 債権者の氏名又は名称及び住  
所  
ロ 債権発生の時期及び原因並び  
に債務の目的(金銭債務である  
ときは、その額)

ハ 債務が物上担保によつて担保  
されているときは、当該担保の  
種類、目的、目的の所在及び順位  
ニ 保証債務であるときは、その  
旨、主たる債務の目的(金銭債  
務であるときは、その額)、保証  
の体裁並びに主たる債務者の氏  
名又は名称及び住所  
ホ 弁済期日及び履行地  
ト 相殺により債務を免かれよう  
とするときは、その旨及び消滅  
させようとする債権の目的(金  
銭債務であるときは、その額)

イ 債権の取立に関する事項  
イ 債権者の氏名又は名称及び住  
所  
ロ 債権発生の時期及び原因並び  
に債権の目的(金銭債権である  
ときは、その額)  
ハ 債権が物上担保によつて担保  
されているときは、当該担保の  
種類、目的、目的の所在及び順  
位  
ニ 債務が保証債務であるとき  
は、その旨、主たる債務の目的

五 残余財産の分配の予定時期及  
びその見込額  
ロ その他参考となる事項  
第五條の三 令第十六條の二十二第一  
項の規定により主務大臣に提出すべ  
き清算終了報告書には、左の各号に  
掲げる事項を記載しなければなら  
ない。

一 ドイツ系法人の商号又は名称及  
び本店又は主たる事務所の所在地  
二 特別清算人の氏名及び住所  
三 決定清算計画書において定めら  
れた事項ごとに、その処理を完了  
した時期  
四 その他参考となる事項

この命令は、公布の日から施行する。

毎日文庫

明治三十一年三月三十一日

省令

外務省令第二十五号
北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令(昭和二十五年政令第二百二十七号)第四條第二項の規定に基き、北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令施行規則を次のように定める。

去者退去強制令書を示し、すみやかに当該被退去者を送還しなければならぬ。
4 前項の場合において、被退去者が自らの負担により、自ら別表に定められた地域から退去しようとするときは、入国審査官は、その者の申請に基き、これを許可することができ、第三項の場合において、被退去者を自らに送還することができないときは、入国審査官は、その者を送還可能なときまで、住居及び行動範囲の制限、呼出に対する出席の義務その他必要と認める条件を附して、その者の身元保証人に引き取らせることができる。但し、身元保証人のいないときは、入国審査官又は收容場に收容することを妨げない。

別記第一号様式
退去強制令書
本籍 職業
居住地 氏名
生年月日
右の者に対しては、北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令(昭和二十五年政令第二百二十七号)第四條の規定に基き、入国審査官の命令により、左記によつて同令別表に定める地域外に退去を強制する。

森林法施行規則の一部を改正する省令
森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)の一部を次のように改正する。
第十六條第二項として次の一項を加える。
2 森林所有者は、その森林につき法第二十四條の農林大臣の指定を受けようとするときは、指定申請書(二通)に図面を添え、都道府県知事を經由して農林大臣に提出しなければならない。

証券取引委員会規則第十四号
証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十四條第四項の規定に基き、証券業者の営業用純資本額及び負債総額の計算に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
昭和二十六年十一月九日
証券取引委員 島居 庄蔵
証券業者の営業用純資本額及び負債総額の計算に関する規則(昭和二十五年証券取引委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。
附則第二項を次のように改める。

告示
総務省告示第三百六十五号
連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十四條第一項の規定により、大蔵大臣に対し左に掲げる事項を通知した。
昭和二十六年十一月九日
内閣総理大臣 吉田 茂

第7452号

官報

地方財政委員会告示第二十八号
地方財政委員会告示第二十八号第一條第一項第一号の規定により、地方競馬を行うことのできる市を次のように指定する。
昭和二十六年十一月九日
地方財政委員会委員長 野村 秀雄

電波監理委員会告示第九百六十八号
海上保安庁所屬固定局の周波数は、昭和二十六年七月十四日変更したので、昭和二十五年電波監理委員会告示第九百七十七号の一部を次のように改正する。
昭和二十六年十一月九日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第九百六十九号
電波監理委員会告示第九百六十九号第一條第一項の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十一月九日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許人の氏名 藤代三郎
二 免許人の種別 船舶局
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 深浦漁業用海岸局、愛媛県漁業協同組合連合会所属漁船の船舶局
六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年六月二十二日
八 設置場所 第二十九丸(主たる停泊港 中浦)
九 呼出名称 第二十九丸(主たる停泊港 中浦)
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三(二、七五〇kc) 水島発振 終段陽極変調 五W

電波監理委員会告示第九百七十一号
電波監理委員会告示第九百七十一号第一條第一項の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十一月九日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第九百七十二号
電波監理委員会告示第九百七十二号第一條第一項の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十一月九日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許人の氏名 日本水産株式会社
二 免許人の種別 船舶局
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 日本水産株式会社
六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年五月二十八日
八 設置場所 第十五号艇(主たる停泊港 東京)
九 呼出名称 じゅうごごう
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三(二、七五〇kc) 水島発振 終段陽極変調 五W

電波監理委員会告示第九百七十三号
電波監理委員会告示第九百七十三号第一條第一項の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十一月九日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第九百七十四号
電波監理委員会告示第九百七十四号第一條第一項の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十一月九日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許人の氏名 関西汽船株式会社
二 免許人の種別 船舶局
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 航海事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 関西汽船株式会社所属船舶局、地方電気通信取扱局
六 通信事項 船舶の航行、物資及び旅客の輸送に関する事項、電報の送受に関する事項
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 かね丸(主たる停泊港 大阪)
九 呼出名称 JPRK
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二(四、四五〇kc) 水島発振 リップル変調 五〇W



Table listing various companies and their stock information, including names like 日本電池株式会社, 旭化成工業株式会社, and 三機工業株式会社, along with their respective stock numbers and details.

Official notices and regulations, including sections for '無線局の目的' (Wireless Station Purpose), '電波の型式' (Radio Wave Type), and '電波法第十二條' (Article 12 of the Radio Law), detailing technical specifications and administrative procedures.

121 昭26年11月9日 金曜日 官報 第7452号

大蔵省告示第千六百五十六号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第百四十三号)第三
條及び第五條の規定により、伊達信用
金庫割増金附貯蓄の取扱に関する法律
の細目等を次のように定める。

大蔵省告示第千六百五十七号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第百四十三号)第三
條及び第五條の規定により、第二回道
銀割増金附貯蓄の細目等を次のように
定める。

農林省告示第百八十七号
農林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)第三十二條の規定に基
き、昭和二十六年農林省告示第百七十九号の一部を改正する告示を次のよう
に定める。

農林省告示第百八十八号
農林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十六條の規定により、次
の保安林を解除する。
昭和二十六年十一月九日
農林大臣 根本龍太郎

農林省告示第百八十九号
農林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十六條の規定により、次
の保安林を解除する。
昭和二十六年十一月九日
農林大臣 根本龍太郎

通商産業省告示第百七十七号
輸入貿易管理規則(昭和二十四年通商産業省令第七十七号)第一條の規定に基
き、輸入に関する事項の公表を次の通り行う。
昭和二十六年十一月九日
通商産業大臣 高橋徳次郎

昭26年11月9日 金曜日 官報 第7452号 120

大蔵省告示第千六百五十二号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第百四十三号)第三
條及び第五條の規定により、第九回青
島運定期預金の細目等を次のように
定める。

大蔵省告示第千六百五十三号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第百四十三号)第三
條及び第五條の規定により、第十三回
當陽運定期預金の細目等を次のよう
に定める。

大蔵省告示第千六百五十四号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第百四十三号)第三
條及び第五條の規定により、兵衛相互
銀行第七回兵衛定期預金の細目等を次
のよう定める。

大蔵省告示第千六百五十五号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第百四十三号)第三
條及び第五條の規定により、西日本相
互銀行第一回ニコニコ定期預金の細目
等を次のように定める。

大蔵省告示第千六百五十六号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第百四十三号)第三
條及び第五條の規定により、伊達信用
金庫割増金附貯蓄の取扱に関する法律
の細目等を次のように定める。

大蔵省告示第千六百五十七号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第百四十三号)第三
條及び第五條の規定により、第二回道
銀割増金附貯蓄の細目等を次のように
定める。

123 昭26年11月9日 金曜日

官報

第7452号

運輸省告示第百二十九号
運輸省告示第百二十九号
運輸省告示第百二十九号

主文
日本国有鉄道の旅客運賃及び料金を、小荷物運賃並びに貨物運賃の改正に付、次のとおり推定することと認めらる。

三等定期旅客運賃の最低額は通定期百五十円、通学定期百円とする。
二等定期旅客運賃の割引率は一箇月三割、三箇月三割五分とする。

Table with columns for distance (距離別), fare (運賃), and other details for passenger fares.

Table with columns for distance (距離別), fare (運賃), and other details for freight rates.

昭26年11月9日 金曜日

官報

第7452号 122

Main shipping schedule table with columns for ship name (船名), company (船主), departure date (取消年月日), and destination (目的地).

理由
一、日本国有鉄道からの申請の内容を
検討すると、今回の運賃値上を必要
とするに至つた理由は、物価騰貴と
ともなう物賃の増加、職員給与
ベースの改訂、特別補充取替費の増
加等を主とするものである。経費の
増加のため、増進による収入の増加
並びに経営の合理化にもかかわらず、
差引平年度五百三十三億円の
財源が不足することになり、この赤
字のうち五百十三億円を運賃増収に
より補填し、健全な経営の基礎を確
立しようとするものである。

二、日本国有鉄道の申請の内容を
検討すると、今回の運賃値上を必要
とするに至つた理由は、物価騰貴と
ともなう物賃の増加、職員給与
ベースの改訂、特別補充取替費の増
加等を主とするものである。経費の
増加のため、増進による収入の増加
並びに経営の合理化にもかかわらず、
差引平年度五百三十三億円の
財源が不足することになり、この赤
字のうち五百十三億円を運賃増収に
より補填し、健全な経営の基礎を確
立しようとするものである。

三、日本国有鉄道の申請の内容を
検討すると、今回の運賃値上を必要
とするに至つた理由は、物価騰貴と
ともなう物賃の増加、職員給与
ベースの改訂、特別補充取替費の増
加等を主とするものである。経費の
増加のため、増進による収入の増加
並びに経営の合理化にもかかわらず、
差引平年度五百三十三億円の
財源が不足することになり、この赤
字のうち五百十三億円を運賃増収に
より補填し、健全な経営の基礎を確
立しようとするものである。

四、日本国有鉄道の申請の内容を
検討すると、今回の運賃値上を必要
とするに至つた理由は、物価騰貴と
ともなう物賃の増加、職員給与
ベースの改訂、特別補充取替費の増
加等を主とするものである。経費の
増加のため、増進による収入の増加
並びに経営の合理化にもかかわらず、
差引平年度五百三十三億円の
財源が不足することになり、この赤
字のうち五百十三億円を運賃増収に
より補填し、健全な経営の基礎を確
立しようとするものである。

五、日本国有鉄道の申請の内容を
検討すると、今回の運賃値上を必要
とするに至つた理由は、物価騰貴と
ともなう物賃の増加、職員給与
ベースの改訂、特別補充取替費の増
加等を主とするものである。経費の
増加のため、増進による収入の増加
並びに経営の合理化にもかかわらず、
差引平年度五百三十三億円の
財源が不足することになり、この赤
字のうち五百十三億円を運賃増収に
より補填し、健全な経営の基礎を確
立しようとするものである。

六、日本国有鉄道の申請の内容を
検討すると、今回の運賃値上を必要
とするに至つた理由は、物価騰貴と
ともなう物賃の増加、職員給与
ベースの改訂、特別補充取替費の増
加等を主とするものである。経費の
増加のため、増進による収入の増加
並びに経営の合理化にもかかわらず、
差引平年度五百三十三億円の
財源が不足することになり、この赤
字のうち五百十三億円を運賃増収に
より補填し、健全な経営の基礎を確
立しようとするものである。

七、日本国有鉄道の申請の内容を
検討すると、今回の運賃値上を必要
とするに至つた理由は、物価騰貴と
ともなう物賃の増加、職員給与
ベースの改訂、特別補充取替費の増
加等を主とするものである。経費の
増加のため、増進による収入の増加
並びに経営の合理化にもかかわらず、
差引平年度五百三十三億円の
財源が不足することになり、この赤
字のうち五百十三億円を運賃増収に
より補填し、健全な経営の基礎を確
立しようとするものである。

八、日本国有鉄道の申請の内容を
検討すると、今回の運賃値上を必要
とするに至つた理由は、物価騰貴と
ともなう物賃の増加、職員給与
ベースの改訂、特別補充取替費の増
加等を主とするものである。経費の
増加のため、増進による収入の増加
並びに経営の合理化にもかかわらず、
差引平年度五百三十三億円の
財源が不足することになり、この赤
字のうち五百十三億円を運賃増収に
より補填し、健全な経営の基礎を確
立しようとするものである。

九、日本国有鉄道の申請の内容を
検討すると、今回の運賃値上を必要
とするに至つた理由は、物価騰貴と
ともなう物賃の増加、職員給与
ベースの改訂、特別補充取替費の増
加等を主とするものである。経費の
増加のため、増進による収入の増加
並びに経営の合理化にもかかわらず、
差引平年度五百三十三億円の
財源が不足することになり、この赤
字のうち五百十三億円を運賃増収に
より補填し、健全な経営の基礎を確
立しようとするものである。

十、日本国有鉄道の申請の内容を
検討すると、今回の運賃値上を必要
とするに至つた理由は、物価騰貴と
ともなう物賃の増加、職員給与
ベースの改訂、特別補充取替費の増
加等を主とするものである。経費の
増加のため、増進による収入の増加
並びに経営の合理化にもかかわらず、
差引平年度五百三十三億円の
財源が不足することになり、この赤
字のうち五百十三億円を運賃増収に
より補填し、健全な経営の基礎を確
立しようとするものである。

十一、日本国有鉄道の申請の内容を
検討すると、今回の運賃値上を必要
とするに至つた理由は、物価騰貴と
ともなう物賃の増加、職員給与
ベースの改訂、特別補充取替費の増
加等を主とするものである。経費の
増加のため、増進による収入の増加
並びに経営の合理化にもかかわらず、
差引平年度五百三十三億円の
財源が不足することになり、この赤
字のうち五百十三億円を運賃増収に
より補填し、健全な経営の基礎を確
立しようとするものである。

十二、日本国有鉄道の申請の内容を
検討すると、今回の運賃値上を必要
とするに至つた理由は、物価騰貴と
ともなう物賃の増加、職員給与
ベースの改訂、特別補充取替費の増
加等を主とするものである。経費の
増加のため、増進による収入の増加
並びに経営の合理化にもかかわらず、
差引平年度五百三十三億円の
財源が不足することになり、この赤
字のうち五百十三億円を運賃増収に
より補填し、健全な経営の基礎を確
立しようとするものである。

Table with columns: 支出項目 (Expenditure Items), 母體額 (Parent Amount), 寄附額 (Contribution Amount), 差引額 (Net Amount). Rows include 運賃増収 (Fare Increase), 特別補充取替費 (Special Supplement Replacement Fee), 職員給与 (Staff Salaries), etc.

**理由**

岳南鉄道株式会社は、昨年五月、他の鉄、軌道とともに旅客運賃を改訂されたが、その際一軒当り二四二〇円、二四二〇円に引上げを認められたこととなり、そのため現在収支状況が不均衡となつてゐる。最近における営業費の膨脹により年間約二百九十萬円の欠損をまぬかれぬ実情にあるので、現行旅客運賃一軒当り二四二〇円を二四五十〇円に改訂して企業の健全化をはからうとするもので本件は認可することと適當と認めらる。

●運輸省告示第二百七十四号  
運輸審議会において次のとおり決定があつたから運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）第十條の規定によつて、これを告示する。  
昭和二十六年十一月九日  
運輸大臣 山崎 猛

伊予鉄道株式会社は五社の旅客運賃改訂について、運輸審議会に諮問中のところ、次のとおり答申があつた。

**理由**

一人一軒当りの基本貨率  
総トン数五〇〇トン以上の鋼船  
一四九一銭  
二四七七銭  
二四六九銭  
二四八八銭  
三三〇一銭  
三三〇一銭  
三三〇一銭

（一）一人一軒当りの基本貨率  
（二）鋼船の積載率及び積載率の増減  
（三）積載率の増減による貨率の増減  
（四）積載率の増減による貨率の増減  
（五）積載率の増減による貨率の増減  
（六）積載率の増減による貨率の増減

**理由**

旅客定期航路事業の旅客運賃の改訂については、次のとおり措置することと適當と認めらる。

一、旅客定期航路事業の旅客運賃は、昭和二十四年六月に改訂後昭和二十五年四月に通行額の増減の概算を算出の上、その増減の割合を算出し、前記の旅客運賃に増減の割合を乗じて算出する。

二、旅客定期航路事業の旅客運賃は、昭和二十四年六月に改訂後昭和二十五年四月に通行額の増減の概算を算出の上、その増減の割合を算出し、前記の旅客運賃に増減の割合を乗じて算出する。

**理由**

水間鉄道株式会社は、全線五・五軒の区間別旅客運賃制度を採用して、小鉄道の、現在収支状況が不均衡となつてゐる。最近における営業費の膨脹により年間約四百四十萬円の欠損をまぬかれぬ実情にあるので、現行旅客運賃一軒当り二四二〇円を二四五十〇円に改訂して企業の健全化をはからうとするもので、本件は認可することと適當と認めらる。

●運輸省告示第二百七十四号  
運輸審議会において次のとおり決定があつたから運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）第十條の規定によつて、これを告示する。  
昭和二十六年十一月九日  
運輸大臣 山崎 猛

**理由**

東武鉄道株式会社は、伊香保線及び日光線は、昨年五月、他の鉄、軌道とともに旅客運賃を改訂されたが、その際一軒当り二四二〇円、二四二〇円に引上げを認められたこととなり、そのため現在収支状況が不均衡となつてゐる。最近における営業費の膨脹により年間約三百四十萬円の欠損をまぬかれぬ実情にあるので、現行旅客運賃一軒当り二四二〇円を二四五十〇円に改訂して企業の健全化をはからうとするもので、本件は認可することと適當と認めらる。

●運輸省告示第二百七十四号  
運輸審議会において次のとおり決定があつたから運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）第十條の規定によつて、これを告示する。  
昭和二十六年十一月九日  
運輸大臣 山崎 猛

**理由**

岳南鉄道株式会社は、昨年五月、他の鉄、軌道とともに旅客運賃を改訂されたが、その際一軒当り二四二〇円、二四二〇円に引上げを認められたこととなり、そのため現在収支状況が不均衡となつてゐる。最近における営業費の膨脹により年間約二百九十萬円の欠損をまぬかれぬ実情にあるので、現行旅客運賃一軒当り二四二〇円を二四五十〇円に改訂して企業の健全化をはからうとするもので、本件は認可することと適當と認めらる。

●運輸省告示第二百七十四号  
運輸審議会において次のとおり決定があつたから運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）第十條の規定によつて、これを告示する。  
昭和二十六年十一月九日  
運輸大臣 山崎 猛

伊予鉄道株式会社旅客運賃改訂  
（単位：百万円）

種別	中興線	中興線	中興線
旅客運賃	16,994	13,842	4,354
貨物運賃	198	198	0
郵便運賃	182	182	0
乗車運賃	3,612	2,907	645
貨物運賃	20,985	16,696	4,289
郵便運賃	1,176	945	231
乗車運賃	21	21	0
貨物運賃	1,495	1,208	287
郵便運賃	198	198	0
乗車運賃	45	38	7
貨物運賃	22,970	17,899	4,471
郵便運賃	1,829	1,732	97
乗車運賃	117	64	53
貨物運賃	2,155	1,853	302
郵便運賃	24,843	20,026	4,817
乗車運賃	21,220	15,866	4,784
貨物運賃	2,209	1,946	263
郵便運賃	0	0	0
乗車運賃	48,328	41,051	7,277
貨物運賃	0	0	0
郵便運賃	0	0	0

**理由**

伊予鉄道株式会社は、昨年五月、他の鉄、軌道とともに旅客運賃の改訂を認められたが、現在収支状況が不均衡となつてゐる。最近における営業費の膨脹により年間約三百三十萬円の欠損を生じ、経営に陥つてゐるので、現行旅客運賃一軒当り二四二〇円を二四五十〇円に改訂して企業の健全化をはからうとするもので、本件は認可することと適當と認めらる。

●運輸省告示第二百七十四号  
運輸審議会において次のとおり決定があつたから運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）第十條の規定によつて、これを告示する。  
昭和二十六年十一月九日  
運輸大臣 山崎 猛

**理由**

江若鉄道株式会社は、昨年五月、他の鉄、軌道とともに旅客運賃の改訂を認められたが、現在収支状況が不均衡となつてゐる。最近における営業費の膨脹により年間約三百七十萬円の欠損を生じ、経営に陥つてゐるので、現行旅客運賃一軒当り二四二〇円を二四五十〇円に改訂して企業の健全化をはからうとするもので、本件は認可することと適當と認めらる。

●運輸省告示第二百七十四号  
運輸審議会において次のとおり決定があつたから運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）第十條の規定によつて、これを告示する。  
昭和二十六年十一月九日  
運輸大臣 山崎 猛

**理由**

水間鉄道株式会社は、全線五・五軒の区間別旅客運賃制度を採用して、小鉄道の、現在収支状況が不均衡となつてゐる。最近における営業費の膨脹により年間約四百四十萬円の欠損をまぬかれぬ実情にあるので、現行旅客運賃一軒当り二四二〇円を二四五十〇円に改訂して企業の健全化をはからうとするもので、本件は認可することと適當と認めらる。

●運輸省告示第二百七十四号  
運輸審議会において次のとおり決定があつたから運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）第十條の規定によつて、これを告示する。  
昭和二十六年十一月九日  
運輸大臣 山崎 猛

**理由**

東武鉄道株式会社は、伊香保線及び日光線は、昨年五月、他の鉄、軌道とともに旅客運賃を改訂されたが、その際一軒当り二四二〇円、二四二〇円に引上げを認められたこととなり、そのため現在収支状況が不均衡となつてゐる。最近における営業費の膨脹により年間約三百四十萬円の欠損をまぬかれぬ実情にあるので、現行旅客運賃一軒当り二四二〇円を二四五十〇円に改訂して企業の健全化をはからうとするもので、本件は認可することと適當と認めらる。

●運輸省告示第二百七十四号  
運輸審議会において次のとおり決定があつたから運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）第十條の規定によつて、これを告示する。  
昭和二十六年十一月九日  
運輸大臣 山崎 猛

**理由**

岳南鉄道株式会社は、昨年五月、他の鉄、軌道とともに旅客運賃を改訂されたが、その際一軒当り二四二〇円、二四二〇円に引上げを認められたこととなり、そのため現在収支状況が不均衡となつてゐる。最近における営業費の膨脹により年間約二百九十萬円の欠損をまぬかれぬ実情にあるので、現行旅客運賃一軒当り二四二〇円を二四五十〇円に改訂して企業の健全化をはからうとするもので、本件は認可することと適當と認めらる。

●運輸省告示第二百七十四号  
運輸審議会において次のとおり決定があつたから運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）第十條の規定によつて、これを告示する。  
昭和二十六年十一月九日  
運輸大臣 山崎 猛









## 有斐閣新刊 (東京都神田局区内 振替東京三七〇番)

### 地方自治を活かすもの

田中二郎 自治体組織と事務配分の論点を分析し、地方自治の根本問題を衝き、自治振興の具体的な方策を示す。首長・議員・吏員各位必携の書。

### 地方行政改革の基本問題

原龍之助 行政事務の再配分を中心として、新憲法の理想とする地方分権強化に伴う行政事務の再配分を中心とし、地方行政改革の基本問題を再配分問題の所在と解決方向を明示する。

### 地方議会運営論

田口弼一 その理論と実際 地方自治法を初め会議規則・委員会条例等の本質を基本とし、国会法・議員規則・先例等を参考として、諸般の疑義解消に役立つ。

### 現代地方財政論

島恭彦 危機の地方財政 地方自治は地方財政の確立なしでは空文に近い。著者は危機に立つ地方財政を日本資本主義の全機構において多角的に分析せらる。

### 改正会社法の疑義と説明

日本私法学会編 (私法別冊) 今春開催せられた第七回総会の商法部会で改正会社法をめぐる疑義解説に関する各権威の討論の結果を網羅し、斯界の要望に応ず。

### 農地改革の諸問題

近藤康男 農地改革を歴史的に追跡し、併せて広汎精密な調査に基づき農地改革を鋭く批判し、将来の課題たる土地の国家的管理を詳論す。

### 農業労働技術学

吉岡金市 農業労働の合理化に関する研究 生活と生産をよりよきものにするための農業の技術的研究に没頭して実に二十余年途に苦心研鑽の貴重な業績を公にせらる。

地方自治を活かすもの	地方行政改革の基本問題	地方議会運営論	現代地方財政論	改正会社法の疑義と説明	農地改革の諸問題	農業労働技術学
¥150	¥260	¥550	¥360	¥170	¥320	¥330
12	24	35	24	24	35	35

地方自治庁行政課編

## 地方自治

月刊 定価40円 4円

地方自治庁行政課編 新旧対照

## 地方自治関係法令集

定価180円 35円

若林仙二著 B6判450頁 総クロス上製本 定価400円 50円

## 地方自治法逐條解義

改訂版 御申込はなるべく現金にて 御願致します。受註と同時に 直ちに発送の準備を致し 居ります。

地方自治庁 公務員課長 藤井貞夫著

## 市区町村議会議員必携

改訂版 B6判約480頁 総クロス上製本 定価400円 50円

## 地方自治庁・責任編集！各団体推薦！

# 地方自治六法

絶賛・発売中 B6一三〇〇頁 定価一、二五〇円

☆簡便・正確・最新！

### 新時代の法令集！

声価 ますます 高し！

施行規則まで 一冊にまとまつた 地方行政六法ノ

大蔵省主計局長 河野一之編 ◇発売中◇

## 官庁會計実務要覽

B6六四六頁 定価四八〇円 (二五五円)

地方自治庁角田礼次郎・志村静男著 ◇発売中！

## 地方公務員の公平制度

B6一三四頁 定価一〇〇円 (七六円)

十一月号 今井一男・阪田泰二・川瀬健治・尾崎朝夷・岸本晋・藤牧直・志村静男・吉岡孝行・大磯敏雄・稻田公

発行所 東京新橋区本町一丁目 学陽書房 電話九段(33)三三〇〇 振替東京一九〇〇〇〇

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日  
○号外 十一月一日附第九十号八頁●同六日附衆会第十二号一二頁●同七日附  
参会第十四号一二頁